

市長意見の提出状況 (株式会社 J E R A)

(（仮称）袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設計画に係る
計画段階環境配慮書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
木更津市、市原市、袖ヶ浦市
- 2 市町長意見について
意見有り（別添参照）

木環政第1481号
令和7年11月21日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

木更津市長 渡辺 芳邦



(仮称)袖ヶ浦火力発電所新1~3号機建設計画に係る計画段階環境
配慮書に対する木更津市長の意見について(回答)

令和7年11月5日付け環第859号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。

担当

木更津市環境部環境政策課

電話:0438-36-1442

FAX:0438-30-7322

E-mail:kankyou@city.kisarazu.lg.jp



(仮称)袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設設計画に係る計画段階環境配慮書に対する木更津市長の意見

1 全般

対象事業実施区域周辺には同種の事業場が既に集中しているため、総合的な環境への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。

継続的なモニタリングを実施するよう努め、生息する動植物への影響が判明した場合は、速やかに情報提供をすること。

また、本事業の実施にあたっては、住民向け説明会の実施や苦情受付窓口の設置、積極的な情報開示等、地域住民との信頼関係の構築に努めるなど、引き続き地域に配慮した事業運営を行うこと。

2 地球温暖化対策

発電設備の更新等による高効率化に伴う温室効果ガスの削減効果を着実に進めるとともに、これに留まらずさらなる削減の実現を目指すよう努めること。

そのような中で、「JERA ゼロエミッഷン 2050 ロードマップ」を作成し、脱炭素に向けた水素・アンモニア混焼やCCUS等の技術の導入の検討が示されていることは評価できるが、水素やアンモニアには爆発の危険性があるため、導入にあたっては安全性を確保すること。

また、これらの技術の導入時期や実現可能性についてより具体的な検討内容の開示に努めるとともに、これらの進捗について、ロードマップと合わせ、今後の情報開示を積極的に行うよう努めること。

3 水質関係

復水器の冷却水に関し、温水の海域への放出に伴う海水温の上昇については、引き続きその影響を最小限に抑えるよう努めること。

また、本計画の建設工事中に重機の油などが、海域へ流出しないよう、対策を講ずるよう努めること。

稼働後的一般排水に関して、海域に排出される排水は「現状と同等以下」とされているが、本市沿岸地域で生業を営む方や貴重な動植物が生息する盤洲干潟

があることから、配慮事項において検討し、影響がないことを確認すること。

また、施設稼働後の定期的なモニタリング等により不測の事態が発生しないよう対策を講じるよう努めること。

4 大気関係

総合評価では、煙突の高さについて、より環境への影響が少ない「第2案(100m)を採用することとする」とされている。今後、事業計画の変更等があつても可能な限り、80m 高さの煙突を採用しないこと。

環境への負荷の低減については、引き続き慎重に検討するよう努めること。

また、本市を含めて光化学オキシダントは、各測定局で環境基準に適合していない。二酸化窒素はこの光化学オキシダントの原因ともされる物質であるため、常に低減に関する技術の採用、運用の工夫についても検討するよう努めること。

5 騒音関係

本事業の工事に際しては、大型車両の往来により、本市内の道路における交通騒音や振動の発生が懸念される。特に、工事車両の通行経路沿線には住宅地等も存在することから、住民の生活環境に配慮し、車両運行の分散化等必要に応じた防音・防振対策を可能な限り実施するよう努めること。

市環管第3260号

令和7年11月21日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 譲治



(仮称)袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設設計画に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和7年11月5日付け環第859号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



(仮称) 袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設設計画に係る計画段階環境配慮書について（回答）

市 原 市

この計画は、株式会社 J E R A が、袖ヶ浦火力発電所 1～4 号機を段階的に廃止・撤去し、新たに最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備(出力約 87 万 kW×3 基)を設置する設備更新計画(2032 年度以降順次運転開始予定)です。

本事業は、既設の発電設備と同じく硫黄酸化物やばいじんを排出せず、化石燃料の中で温室効果ガス排出量が最も少ない液化天然ガス(LNG)を燃料として使用する計画です。

また、最新鋭の低 NO_x 燃焼器及び排煙脱硝装置を導入することで大気汚染物質排出量等を大幅に削減することで地域社会への環境負荷の低減を図ることとしています。

一方で、当該事業実施想定区域周辺には、住居、学校、保育園等があり、火力発電所の建設及び稼動に当たっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。

また、自然災害等に起因する事故も懸念されているところです。

したがって、安全性の確保、環境負荷のより一層の低減を図るための措置が講じられ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業としていただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 溫排水について

温排水の量が少なくなり、排出温度が下がる計画となっているものの、環境への影響が大きい項目であることから、方法書の評価項目として選定し、予測及び評価を行うこと。

2 生態系について

現行設備の運転開始から 50 年以上が経過しており、新たな生態系ができる可能性があることから、方法書の評価項目に選定するか検討し、必要に応じて現地調査、予測及び評価を行うこと。

3 動植物について

動植物の現地調査日が2015年であり、10年以上が経過していることから、再度現地調査を行い予測及び評価を行うこと。

また、隣接地で環境影響評価を行っていることから、可能な範囲で情報を共有し、予測及び評価を行うこと。

4 複合的な環境への影響について

隣接地に発電所の建設計画があることから、大気質等について、相手先も含めた複合的影響について調査し、可能な範囲で予測及び評価を行うこと。



袖環第3031号
令和7年11月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



（仮称）袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価配慮書
に対する意見について（提出）

令和7年11月5日付け環第859号で照会のありました標記の件について、別添の
とおり提出いたします。



(仮称) 袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価配慮書に対する意見（答申）

本事業は、既存の火力発電設備（合計出力360万kW）を廃止し、新たに最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（合計出力261万kW）を新たに設置する計画であるが、火力発電所は多量の大気汚染物質や工場排水等を排出するものであり、他にも対象事業実施区域の近隣の工場には大規模なばい煙発生施設が複数稼働し、光化学スモッグ注意報が年に複数回発令されている地域であることに加え、施設から約1キロメートルの距離には住宅地が存在し、多くの住民が日常生活を営んでいることから、生活環境への影響を最小限にしなければならない。

また、国を挙げて2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められている。

そのため、事業者は地域の特性を鑑み、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避・低減するため、下記の事項について、所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 統括事項

- ア 当該計画の隣接地においても、火力発電所の建設が計画されており、環境影響評価の実施においてはその影響も考慮して予測及び評価を行うこと。
- イ 国の動向等を踏まえて、更なる環境影響の回避・低減について検討すること。特に、カーボンニュートラルの実現に向けて先進的な温室効果ガス削減技術の導入等については積極的に検討していくこと。

2 各論

(1) 大気質について

- ア 窒素酸化物においては光化学オキシダントの原因物質の一つであることを踏まえ、さらなる環境への負荷低減を検討していくこと。
- イ 工事計画において、新1号機及び新2号機の運転開始後、既設2号機が重複して稼働する期間が見受けられることから、環境への負荷が最大となる時期を考慮した上で適切に環境への影響を評価すること。
- ウ 建物ダウンウォッシュの予測においては、当該発電所の建屋のみを対象に実施しているが、隣接にて設置が計画されている火力発電所において、高さ40mの空気冷却復水器の設置が計画されていることから、これらの設備等の近隣の建設物を考慮して環境影響の予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音・振動等について

- 稼働にあたり大きな騒音・振動を生じる施設（機械等）を多く設置する計画であることから、敷地境界及び近傍住居地における騒音・振動の影響についても検証していくこと。

浦印

(3) 水質について

- ア 施設の稼働にあたっては多量の排水が生じるとみられることから、処理工程及び処理前後の水質、水量を明らかにするとともに、工事中の処理計画の内容を明らかにすること。
- イ 冷却復水器において生じる温排水についての影響を調査し、可能な限り海域における生態系への影響について、低減に努めること。

(4) 生物多様性について

- ア 当該の事業所においては、施設の稼働から50年が経過し、一定の自然環境が形成されているとみられることから、それを踏まえた動植物の調査を実施すること。
- イ 生物の生息環境の状況については、可能であればあずま屋の場所など、重要な動植物を確認した場所を地図上に表記したり、確認した生物の写真を添付するなど、わかりやすい表記を心がけること。
- ウ 対象事業実施区域内において、重要な動植物の種の保護などに努め、建設予定地における動植物への影響を最小限にすること。また、水辺環境を保全するなど、生物の生息できる環境を積極的に整備していくこと。

(5) その他

施設の建設後においては、積極的な工場見学の実施や地元のイベントへ参加など、オープンな発電所であることを希望する。